

阿南工業高等専門学校防災規則

(平成20年 9 月10日)

(規則第 9 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防災管理の徹底を期し、火災、風水害、震災及びその他の災害（以下「災害」という。）を予防し、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(労働安全衛生)

第 2 条 労働安全衛生に関する事項は、別に定める安全衛生委員会において審議する。

第 2 章 防災組織及び業務等

(校長の責務)

第 3 条 校長は、教職員、学生及びその他本校の施設を使用する者（以下「教職員等」という。）の生命・身体の安全を図るため、所属職員を指揮監督し、防災管理業務を総括する。

(防火管理者)

第 4 条 本校に消防法（昭和23年法律第 186号）第 8 条に規定する防火管理者を置き、事務部長をもって充てる。

2 事務部長が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3 条に規定する資格を有しない場合は、当該資格を有する者のうちから校長が指名する。

3 防火管理者は、校長の命を受け、次に掲げる業務を行う。

(1) 防災対策計画、消防計画の作成及び変更

(2) 消火、通報及び避難の訓練の実施

(3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること

(4) 火気の使用又は取扱いに関する監督

(5) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理

(6) 収容人員の管理

(7) その他防災管理上必要な業務

(防災責任者及び火元責任者)

第 5 条 常時の災害予防について徹底を期するため、防火管理者の下に防災責任者及び火元責任者を置く。

2 防災責任者は、阿南工業高等専門学校不動産管理規則第 6 条に規定する監守者をもって充てる。

3 防災責任者は、防火管理者を補佐すると共に、監守区域内の火元責任者に対する指導及び監督を行う。

4 火元責任者は、阿南工業高等専門学校不動産管理規則第 6 条に規定する補助監守者をもって充てる。

5 火元責任者は、防火管理者及び防災責任者の指導の下に、次に掲げる業務を行うとともに、退庁時の際火気の安全を確認する。

- (1) 火気、電気、ガス等の点検
 - (2) 引火、発火等の危険のある設備、薬品等の点検
 - (3) 地震等における倒壊等のおそれのある器具、薬品、危険物等の安全確認
 - (4) その他日常における火気の取締り
- (災害対策本部)

第6条 本校に災害発生時における被害を最小限にとどめるため、災害対策本部を置く。

- 2 前項の規定による災害対策本部の編成及び任務は、別表第1のとおりとする。
- 3 校長は、火災の発生、地震警戒宣言及びその他の災害に関する警報発令があったとき、又は災害発生のおそれがあると認めたときは、災害対策本部を招集し、自ら本部長となり必要な任務を指揮する。
- 4 災害対策本部は、本部長の指揮のもと、非常態勢を整えとともに、危険がないと認められ又は警報が解除されるまで、火気の使用を制限するなど、適宜の措置をとらなければならない。

第3章 防災教育及び訓練

(防災教育等の実施)

第7条 校長は、防火管理者に、教職員等に対し、防災に関する必要な知識及び技術の向上を図るため、防災教育及び防災訓練を実施させるものとする。

(防災教育)

第8条 防火管理者は、教職員等に対し、次に掲げる事項について防災教育を行うものとする。

- (1) 火災予防上遵守すべき事項
- (2) 火災発生時の対応
- (3) 地震及びその他の災害発生時の対応
- (4) その他必要な事項

2 学生に対する防災教育は、教育の一環として行うものとする。

(防災訓練)

第9条 防火管理者は、次に掲げる事項について、全校対象及び学寮対象の防災訓練を各々年1回以上実施し、防災意識の高揚及び普及に努めるものとする。

- (1) 消火に関する事項
- (2) 通報に関する事項
- (3) 避難誘導に関する事項
- (4) その他防災上必要な事項

2 防火管理者は、前項の防災訓練を実施するに当たっては、あらかじめ所轄の消防機関に連絡するとともに、必要があるときは、その指導を要請するものとする。

第4章 災害の予防

(点検検査基準)

第10条 防火管理者は、消防用設備等の適正管理及び機能保持のため、別表第2に定める点検検査を行わせるものとする。

2 防火管理者は、建物、避難設備、火気使用施設等について、適正管理と機能保持のため、別表第3により日常自主検査を行わせるものとする。

- 3 点検検査を行った者は、前項の点検検査において改善等を行うべき事項を発見したときは、速やかに防火管理者に報告するものとする。
- 4 防火管理者は、点検検査の結果、改善等の必要があると認めるときは、関係者に通知するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(臨時の火気使用)

第11条 通常火気を使用しない場所において臨時に火気を使用する者は、防火管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けたときは、使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(火災予防等の遵守事項)

第12条 教職員等は、火災予防のため、次に掲げる事項を遵守するとともに、防火管理者、防災責任者及び火元責任者が行う防災上の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、常に周囲を整理、整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。
- (2) 火気使用後は、熱源を完全に遮断し、安全を確認すること。
- (3) 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近に支障となる物を置かないこと。
- (4) 廊下、階段等の避難通路及び防火扉等の付近に障害物を置かないこと。
- (5) 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認の上退室すること。
- (6) 火気の不始末を発見したときは、適切な措置をとるとともに、防火管理者、火元責任者又は警備員に報告すること。
- (7) 喫煙場所以外では喫煙をしないこと。
- (8) 防災上行う巡視、点検検査及び調査等に協力すること。

第5章 災害発生時の対応

(通報等)

第13条 防火管理者は、災害が発生した場合の緊急連絡表を作成のうえ、教職員等に周知しなければならない。

- 2 教職員等は、火災を発見した場合は、直ちに総務課（勤務時間外は警備員室）へ通報するとともに、初期消火に努めなければならない。
- 3 校内に災害が発生した場合、災害対策本部は第6条の規定に基づき、それぞれ担当任務の遂行に当たるものとする。

(調査報告)

第14条 防火管理者は、本校に災害が発生したときは、災害の原因及び災害による損害並びに防災責任者及び火元責任者の管理状況等について調査し、速やかに校長に報告しなければならない。

第6章 災害発生後の措置

(被害状況の把握)

第15条 本部長は、別表第4の災害発生後チェック表に基づき点検を行い、支障を来すものにあつては直ちに応急措置の指示を行うものとする。

- 2 本部長は、学校内に在る者の所在を確認し、不明の者がいる場合は直ちに消防署等関係機関に通報するとともに、各班協力して救護活動に当たることを指示するものとする。

第7章 消防機関との連絡調整

(消防機関との連絡調整)

第16条 防火管理者は、次に掲げる事項について、常に所轄の消防機関と連絡を密にし、災害防止の徹底を期すよう努めなければならない。

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の作成（変更）届出
- (3) 防災訓練実施事前の報告
- (4) 消防用設備等の設置の届出
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理についての必要事項

第8章 災害発生時の援助協力

(避難場所等の提供)

第17条 校長は、地方公共団体から次の事項にかかる要請について、本校の防災上支障無いと判断できる場合は、承諾できるものとする。

- (1) 本校の施設を災害時における市民の避難場所等とする要請
- (2) 災害時において、前項の避難場所等として指定した本校施設の利用要請

2 校長は、人命救助その他の救援活動のため、可能な限り要員の派遣及び施設等の提供を行うものとする。

(雑則)

第18条 この規則の定めるもののほか、防災に関する必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年9月10日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校防火管理規則（昭和41年10月7日規則第4号）は、廃止する。
- 3 阿南工業高等専門学校に出入する請負業者又は運搬業者等は、防災管理についてこの規則の適用を受けるものとする。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

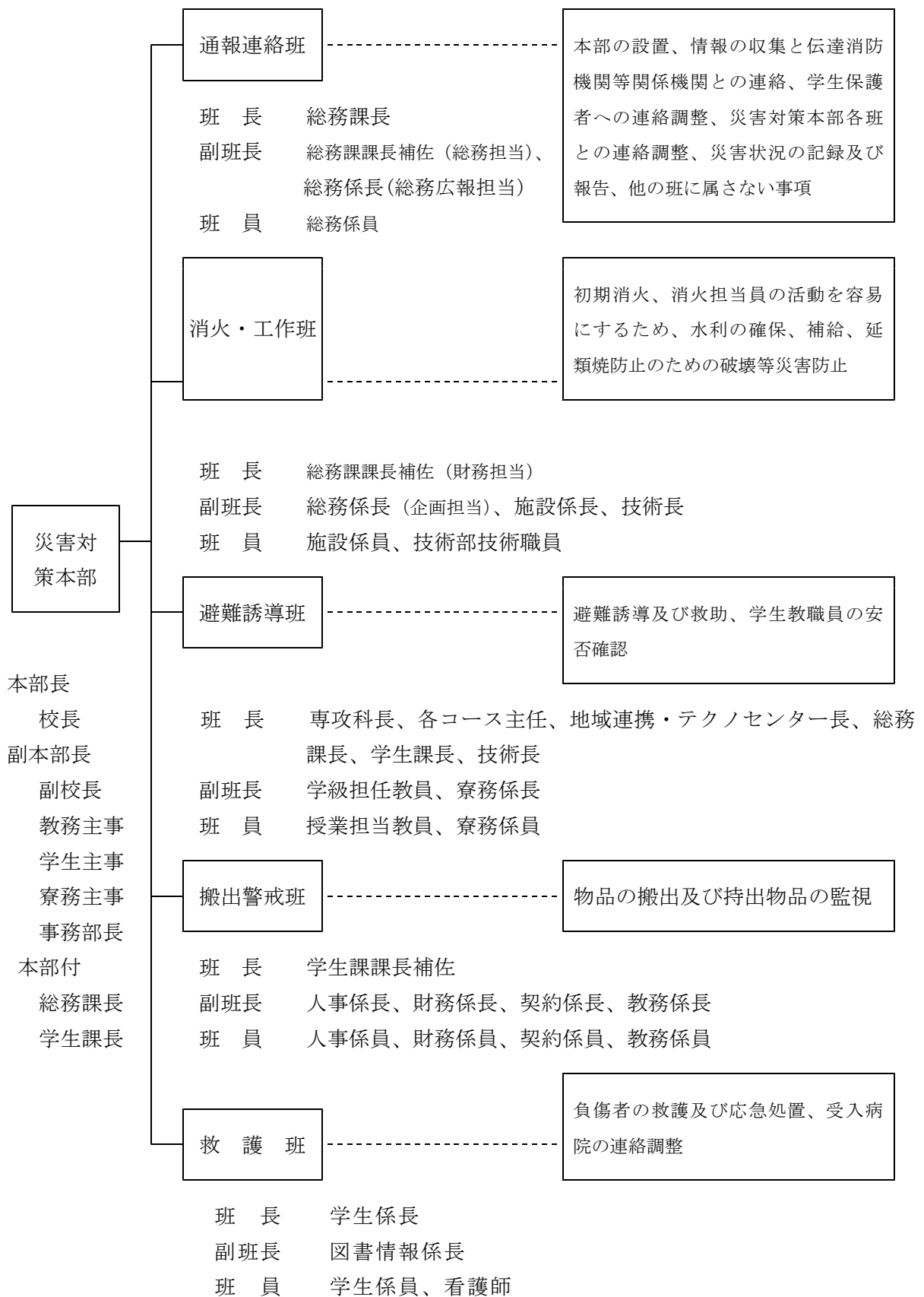
この規則は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 13 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 (第6条第2項関係)

阿南工業高等専門学校災害対策本部



別表第 2（第10条第 1 項関係）

消防設備等の点検基準及び検査担当者

消防設備等	内容及び方法	検査の期間	検査担当者
消火器具、誘導灯、 誘導標識	外観点検及び機能点検	6 月	外部委託
避難器具	外観点検及び機能点検	6 月	外部委託
屋内消火栓設備 自動火災報知設備 防火戸設備 非常警報設備	総合点検	1 年	外部委託
配線	総合点検	1 年	外部委託

別表第 3（第10条第 2 項関係）

自主点検項目及び検査担当者

項 目	内容及び方法	検査の周期	検査担当者
火気使用設備器具	異常の有無	毎 日	火元責任者
電気器具や配線	異常の有無	毎 日	火元責任者
厨房や湯沸設備	異常の有無	毎 日	火元責任者
ゴミ片付けの状況	状況の確認	毎 日	火元責任者
避難通路階段下等 の物品の除去	状況の確認	毎 日	火元責任者
退庁時の火気やガ ス元栓	状況の確認	毎 日	火元責任者
その他	異常、危険物等の確認	毎 日	火元責任者

別表第 4 （第15条第 1 項関係）

災害発生後のチェック表

実 施 事 項	適 否	措 置
ガス漏れ箇所はないか		
漏水箇所はないか		
油漏れはないか		
L P G ボンベの固定は		
電気配線、器具に異常はないか		
発電機の機能はよいか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放はよいか		
建物の損壊等危険箇所はないか		
窓ガラスの破損等危険箇所はないか		
屋外看板等に危険箇所はないか		
学内者の状況		

点 検 箇 所	
点検完了日時	
点 検 者 氏 名	